

自動車保管場所証明申請書(記載例)

2枚とも同じ内容で記載してください。

車両のメーカー名を記入。(例えば、「ニッサン」「トヨタ」「ホンダ」等と記入。)

駐車位置の住所又は地番。住居表示がある場合(建物敷地内)は住居表示の地番(住所)を記入。住居表示がない場合には土地登記簿上の地番を記入。

次の1、2に該当する場合に、旧自動車の標章番号を記入。なお、この場合は添付書類のうち「所在図」のみ省略することができます。

- 1 自動車の買い換え時等の車両の入れ替え、であって、
(2)使用の本拠の位置と車庫の位置のいずれも旧自動車と変更がなく、かつ、
(3)申請の時点で旧自動車を保有。
- 2 使用の本拠の位置と保管場所の位置が同一。

申請時に担当者が質問しますので記入しないでお待ち下さい。

別記様式第1号(第1条関係)

| 自動車保管場所証明申請書 | | | |
|--|------------|--|---|
| 車名 | 型式 | 車台番号 | 自動車の大きさ |
| ニッサン | ABC-DEFGHI | JKLM123-45678 | 長さ 440 センチメートル 幅 172 センチメートル 高さ 148 センチメートル |
| 自動車の使用の本拠の位置 | | 新潟市中央区上所1丁目2番地3号 ハイツABC101号 | |
| 自動車の保管場所の位置 | | 新潟市中央区上所1丁目2番地4号 ハイツABC駐車場No.1 | |
| ※保管場所標章番号 | | 1357924 | |
| 自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。 | | | |
| 新潟東 警察署長 殿 | | 平成 年 月 日 | |
| 保管場所の位置を管轄する警察署に申請します。使用の本拠の位置を管轄する警察署ではないので注意! | | 住所 〒9510-09194 新潟市中央区上所1丁目2番3号ハイツABC101号 | |
| 申請者 | | (025) 249 局0110 番 | |
| 氏名 | | ニイガタ タロウ 新 潟 太 郎 | |
| 第 号 自動車保管場所証明書 | | | |
| 自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。 | | | |
| 平成 年 月 日 警察署長 | | | |

車検証に記載されているとおり記入。新車購入等で申請時に不明の場合には販売店等に問い合わせてください。

個人の場合には実際に居住する場所の所在地(通常は住民票の住所)、法人の場合には実際に営業を行う事業所の所在地(本社、支社等の所在地)を記入。勤務先は個人の使用の本拠とはなりません。役員の自宅、社員寮は法人の使用の本拠とはなりません。

実際に警察署に申請に来たときに記入するようにしてください。

法人の場合には登記簿記載の法人名・所在地、法人の代表者役職氏名を併記し、押印(法人の代表印を使用。)する。

印鑑は、申請用紙全てに同じ印鑑を使用してください。法人の場合には法人の代表印を使用してください。

備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。
 (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。
 (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき(1)に該当する場合を除く。。
 2 (1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。
 3 申請者は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができる。
 4 用紙の大きさは、日本工業規格JIS C 5037とする。

| | | | | |
|----|------|--------|-----------|---------------------------------------|
| 新規 | 名義変更 | 自己単独所有 | 下取り車・名義変更 | 連絡先 090-1234-5678 (新潟太郎本人の携帯です) |
| 増車 | 住所変更 | その他 | 自動車登録番号 | |
| 代替 | | | | |

確実に連絡のとれる電話番号を記入。

不明な点があれば、申請先の警察署担当窓口までご相談ください。